

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）により、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ

計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている（第8条）。

犯罪被害者等基本法の概要

■基本的施策■（第11条～第23条）

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- 居住及び雇用の安定（第16～17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）
- 意見の反映及び透明性の確保（第23条）



■犯罪被害者等基本計画■（第8条）

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本法第8条に基づき、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）が策定され、同計画の実施により、犯罪被害給付制度が大幅に拡充されたり、被害者参加制度が導入されるなど、犯罪被害者等施策は大きな進展を遂げた（第1次基本計画の推進状況については、第2章参照。）。

第1次基本計画は、その計画期間が平成22年度末となっており、今般、平成23年4月から平成27年度末までの5年間を計画期間とする第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）が策定された。本特集では、第2次基本計画の策定経緯やその概要などを紹介する。

第1節 第2次犯罪被害者等基本計画の策定経緯

1 要望聴取会の開催

第2次基本計画の策定に当たっては、第1次基本計画と同様、犯罪被害者等及びその支

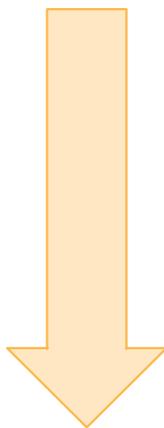
援に携わる者からの要望を基に、これらにいかに対応していくかという視点で検討するこ

ととした。このため、事務局において、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の要望を直接聴取する機会を設けることとし、参加団体については公募することとした。また、個々の被害に基づいた要望の申出や他の参加団体に遠慮せず発言ができるよう、希望により、個別の要望聴取も行うこととした。さらに、首都圏以外で活動をしている団体の参加が容易になるよう、地方でも開催することとし、日程等の都合により来場が困難な場合には、文書による要望提出も受け付けることとした。

その結果、平成21年9月から11月までの間に全国7か所で行われた要望聴取会には、合計32団体が参加し、3団体から要望書の提出を受けた。参加した団体は、犯罪の種別を問わず広く犯罪被害者等への支援を行っている団体をはじめ、殺人事件や交通事故の被害当事者団体、性犯罪や配偶者等からの暴力（DV）の被害を受けた女性の支援を行っている団体など、様々であり、犯罪被害者等に対する経済的給付の拡充、性犯罪被害者に対する支援の充実、民間団体への財政支援の拡充等多数の要望が寄せられた。

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望聴取会

- 犯罪被害者及びその支援に携わる者からの要望を把握し、犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするもの
- 内閣府ホームページ等で参加団体を広く募集
※要望聴取会に参加できない団体については、文書のみ提出も受付
- 全国7か所（平成21年9月～11月）で開催
※札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡
- 合計32団体が参加、3団体が文書のみ提出、約280の要望



寄せられた要望について

〈要望の例〉

- ・ 犯罪被害給付制度の更なる拡充
- ・ 地方公共団体における犯罪被害者等への給付・貸付制度の導入促進
- ・ 犯罪被害者等給付金を生活保護の収入認定から除外すること
- ・ カウンセリング費用の公費負担
- ・ 刑事裁判への被害者参加や傍聴のための旅費の支給、休業損害の補償
- ・ 仮釈放・仮退院についての意見を述べるための、刑務官、少年院教官への質疑を可能とすること
- ・ 被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件の緩和
- ・ 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体に対する財政的援助
- ・ 市町村における総合的対応窓口の設置
- ・ 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの整備
- ・ 学校における犯罪被害者に関する教育の促進
- ・ 性犯罪に対する国民の理解の増進

基本計画策定・推進専門委員等会議で検討

2 第1次犯罪被害者等基本計画の評価等

(1) 第2次基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者等施策推進会議の決定により、それまで犯罪被害者等施策推進状況の監視の補佐等を行っていた「基本計画推進専門委員等会議」の任務に、新たな計画に盛り込むべき事項の検討が加えられ、名称も「基本計画策定・推進専門委員等会議」（以下

「専門委員等会議」という。)と改められた。

(2) 専門委員等会議では、第1次基本計画の推進状況について評価をした上、これを踏まえ、第2次基本計画の策定に向けた検討を行うこととし、第1次基本計画の推進状況について、5つの重点課題（①損害回

復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組)のそれぞれにつき評価を行った上、全体的な評価を行った。

すなわち、①損害回復・経済的支援等への取組については、損害賠償命令制度の導入により犯罪被害者等の負担軽減が図られ、犯罪被害給付制度が拡充されて大きな改善がなされ、また、公営住宅への優先入居等に関するガイドラインの策定、被害回復のための休暇制度の必要性に関するリーフレット、ポスター等の作成・配付などが行われた。犯罪被害給付制度の拡充については、実際に給付された額を踏まえた拡充の効果についての検証、公営住宅の優先入居については、制度や運用方法の改善、被害回復のための休暇制度については、事業主や被雇用者に対する犯罪被害者等の置かれている状況などについての周知・啓発を行うなど、より一層の充実・改善を図る必要があるとされた。

②精神的・身体的被害の回復・防止への取組については、「犯罪被害者の精神的健康の状況とその回復に関する研究」の実施及びその成果を利用した精神保健関係者向けマニュアルの作成、再被害防止のための犯罪被害者等に対する出所情報通知制度の実施、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしない制度の導入などが行われており、今後とも、保険医療及び福祉に関わる者に対する啓発や研修について一層取り組む必要があるほか、引き続き、適切な制度の運用を推進する必要があるとされ

た。

③刑事手続への関与拡充への取組については、被害者参加制度の導入などにより大幅に進展しており、今後とも適切な制度の運用を図る必要があるとされた。

④支援等のための体制整備への取組については、地方公共団体に対する総合的対応窓口設置の要請、民間被害者支援団体向け研修カリキュラム・モデル案の作成などが行われているが、今後は、体制整備だけではなく、相談対応能力の向上、財政的援助のあり方について再度の検討を行う必要があるとされた。

⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組については、犯罪被害者週間「国民のつどい」中央大会及び地方大会の開催、学校における命のかけがえのなさ等に関する教育の推進が行われているが、今後更に犯罪被害者等施策について国民への理解を増進させるため、広報啓発活動等を一層強化する必要があるとされた。

そして、第1次基本計画の推進状況全体については、「第1次基本計画では、おおむね着実な推進が図られ、一定の成果を上げている。特に、5つの重点課題のうち、

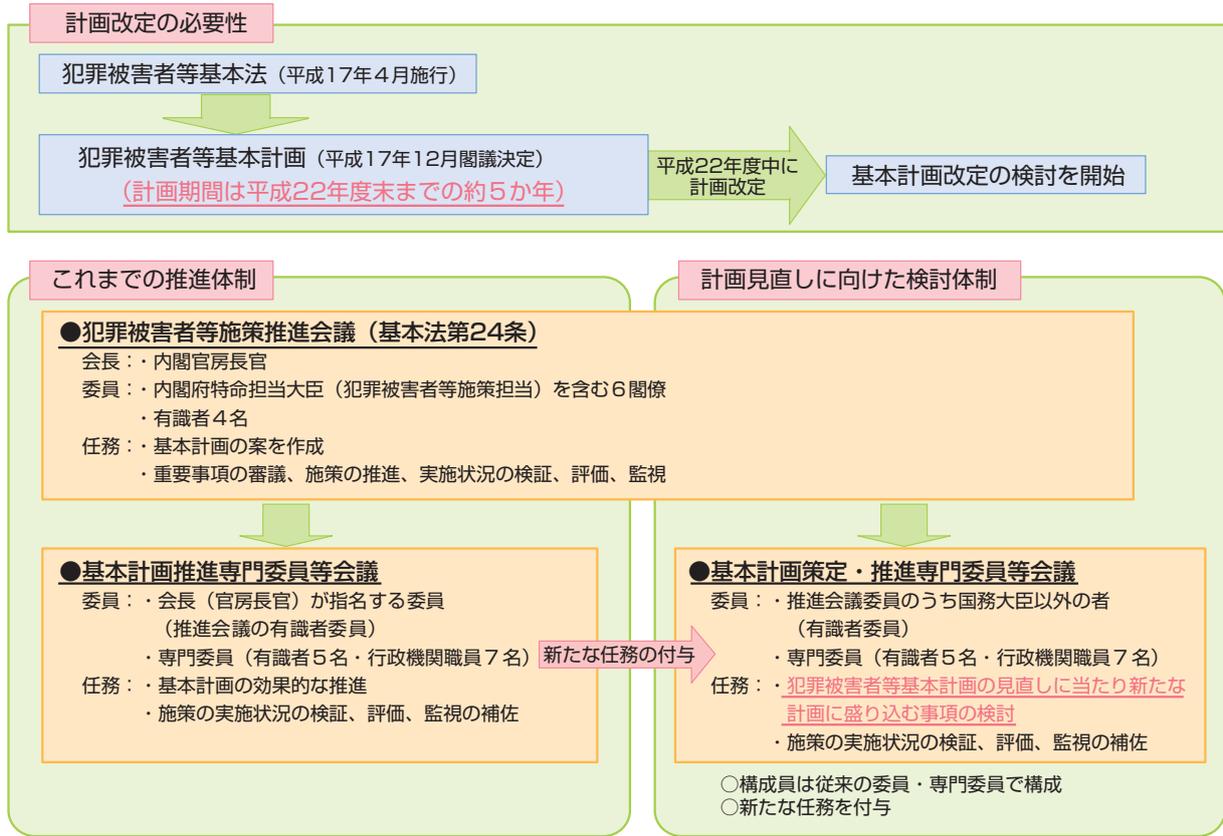
『損害回復・経済的支援等への取組』、『刑事手続への関与拡充への取組』については、損害賠償命令制度や被害者参加制度の創設、犯罪被害給付制度の拡充など、大きな進展が図られた。しかしながら、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体等からは、依然として、犯罪被害者等が関係する様々な問題について改善を求める要望が寄せられており、今後とも、5つの重点課題それぞれについて、更なる取組の強化を図る必要がある。」とされた。

3 策定に向けた検討状況

(1) 要望聴取会に寄せられた約280項目の要望の一つ一つについて、第1次基本計画と同様、5つの重点課題(①損害回復・経済

的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整

犯罪被害者等基本計画の見直しに係る検討体制



備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）に振り分けた上、論点整理案を作成した。すなわち、寄せられた要望の中には、第1次基本計画策定の際には議論されていない新たな事項も見られたが、第1次基本計画に盛り込まれている施策の運用等により対応可能なものや、犯罪者の再犯防止策の強化、防犯対策の充実など、犯罪被害者等施策の観点から検討することが難しいものも見られた。このため、事務局において、これら要望を「論点として取り上げて議論するもの」、「まずは担当省庁において検討の上、計画案文を提出し、この案文について議論するもの」、「検討の対象外とするもの」に分類した。

そして、専門委員等会議において、この整理案を基に分類の適否を含めて論点整理を行った後、第2次基本計画に盛り込むべき施策について議論が進められた。

なお、性犯罪被害者や配偶者等からの暴力（DV）の被害者への支援の充実につい

基本計画策定・推進専門委員等会議



ては、先行して検討が進められていた第3次男女共同参画基本計画策定の場においても論点となっていたことから、同計画と第2次基本計画の整合性が図られるよう、専門委員等会議においては、第3次男女共同参画基本計画策定に向けた議論の結果を踏まえて討議を行った。

(2) こうして、平成22年2月から同年9月までの間における合計7回の専門委員等会議

における議論を経て、骨子案（「骨子」とはいうものの、第2次基本計画に盛り込むべき全施策につき、その内容を具体的に書き込んだもの。）がとりまとめられ、同年10月、犯罪被害者等施策推進会議において、骨子として決定された。この骨子について、同月～同年11月までの約3週間、パブリックコメント（国民からの意見募集）を実施した。

パブリックコメントには、個人105名、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体16団体、その他の団体14団体（心理学関係団体、女性団体、弁護士会等）から、延べ666件（内容が重複するものを除くと480件）の意見が寄せられた。

- (3) そして、平成23年1月の第8回専門委員等会議において、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ、施策案文の修正、施策の追加等が行われ、第2次基本計画案が確定し、同年3月22日、犯罪被害者等施策推進会議で第2次基本計画案が決定され、同月25日の閣議において、第2次基本計画が決定された。

第2次犯罪被害者等基本計画の策定経過

平成21年 9月～11月	全国7か所において、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体を対象とした犯罪被害者等基本計画の見直しに向けた要望聴取会を開催
平成22年 2月15日	犯罪被害者等施策推進会議 ・基本計画策定・推進専門委員等会議の開催を決定
2月23日	第1回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・現行計画の推進状況についての評価 ・寄せられた要望について専門委員等会議の場で論点として取り上げるもの、まずは担当省庁の検討を求めるもの、検討の対象外とするものに分類
3月24日	第2回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・損害回復・経済的支援等への取組（犯罪被害給付制度の拡充など）についての検討
4月22日	第3回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・支援のための体制整備への取組（民間団体への財政支援など）についての検討など
5月25日	第4回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・精神的・身体的被害の防止・回復への取組（カウンセリング費用の公費負担、PTSD治療等の利用促進のための体制づくりなど）についての検討など
6月24日	第5回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・担当省庁から計画案文の提出を求めたものについての検討など
7月29日	第6回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・計画案骨子案の説明
9月14日	第7回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・パブリックコメントに向けた計画案骨子案の確定
10月13日	犯罪被害者等施策推進会議 ・パブリックコメントに向けた計画案骨子の決定
10月15日 ～11月5日	計画案骨子に対するパブリックコメント（国民からの意見募集）
平成23年 1月12日	第8回基本計画策定・推進専門委員等会議 ・パブリックコメントで寄せられた意見への対応検討、計画案の確定
3月22日	犯罪被害者等施策推進会議 ・第2次犯罪被害者等基本計画案の決定
3月25日	第2次犯罪被害者等基本計画の閣議決定